

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 32 回 コーデックス総会

日時 : 2009年6月29日(月)～7月4日(金)

場所 : ローマ(イタリア)

## 議 題

第1章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第62回執行委員会の報告
3.	地域調整部会の報告
第2章 手続き等に関する案件	
4.	手続きマニュアルの修正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
5.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
6.	ステップ5の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	新規作業及び作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
10.	財政及び予算に関する事項－2010/2011 予算案
11.	コーデックス委員会の戦略計画
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス事務局の評価
c)	途上国で開催されたコーデックス会議の評価
第5章 方針及び一般問題	
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
a)	一般的事項
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係

a)	コーデックス委員会と他の国際政府間機関との関係
b)	コーデックス委員会と国際非政府間機関との関係
c)	プライベートスタンダードの役割
14.	コーデックス委員会への途上国の参加
a)	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
b)	その他の事項
15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第6章	選出と指名
16.	地域調整国の指名
17.	コーデックス委員会議長・副議長の選出及びその他の執行委員会メンバーの選挙
18.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章	その他の事項
19.	その他の作業
20.	報告書の採択

## 第 32 回コーデックス総会概要

## 1 開催日及び開催場所

日 時：平成 20 年 6 月 29 日（月）～7 月 4 日（土）

場 所：ローマ（イタリア）

## 2 参加国及び国際機関

125 加盟国、1 加盟機関（EC）、2 オブザーバー国、33 国際政府・非政府機関  
（参加者総数 463 名）

## 3 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局国際基準課 調査官	山田 英也
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	光岡 俊成
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	井関 法子
農林水産省消費・安全局国際基準課 調査分析係長	吉尾 綾子
農林水産省消費・安全局国際基準課 食品規格係長	黒川 耕大

主要議題は以下のとおり。

第 32 回コーデックス総会概要

議題 5. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

〈アジア地域調整部会（CCASIA）〉

事項	概要	審議結果
コチュジャンの地域規格案	コチュジャンの規格案（ステップ 8）。	加熱以外の方法によって作られるコチュジャンもこの規格案の対象に含めるため、定義の項を修正した上で採択された。
朝鮮人参の地域規格案	食品又は添加物として使用する朝鮮人参の規格案。特に子供や老人の健康の保護のために必要な配慮をするため、定義に健康強調表示のガイドラインに従った表示を行うべきとの注釈が付いている（ステップ 8）。	誤植等を修正して、採択された。
発酵大豆ペーストの地域規格原案	発酵大豆ペーストの規格案（ステップ 5/8）。	加熱以外の方法によって作られる発酵大豆ペーストもこの規格案の対象に含めるため、定義の項を修正した上で採択された。 なお、食品添加物のうち、酒石酸カリウムについては、CCFA から CCASIA に対し具体的な基準値を示すように求められていることから、採択された規格からは除外されている。

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
GSCTF 前文の改訂原案	汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTF) からコーデックス内の手続きに関する記述を削除するとともに、飼料を対象範囲に加え、さらに必要な加筆をしてドキュメント名を改称したもの (ステップ 5/8)。	ステップ 5 で採択して、再度、各国の意見を求めるべきとの意見も出されたが、原案どおり採択された。
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案	食品の製造過程で生成するアクリルアミドは神経毒性及び発がん性が懸念されている。アクリルアミド摂取への寄与が大きい馬鈴薯加工品と穀類加工品を対象に、商業的に適用されているアクリルアミド低減のための技術対策の情報をもとにまとめられた規範案 (ステップ 8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
くん製及び直接乾燥工程における食品中の多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範案	くん製及び直接乾燥工程で食品を汚染する PAH は発がん性が懸念されている。くん製食品及び直接乾燥食品を対象に、食品事業者が PAH による汚染を防止、低減するため製造工程上の重要な管理点を見出し、改善措置を講じることを基本とし、関連する助言をまとめた規範案 (ステップ 8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
コーヒーにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	腎毒性、肝毒性のあるカビ毒であるオクラトキシン A のコーヒーへの汚染防止及び低減を目的に、コーヒーの栽培、乾燥調製、貯蔵、輸送工程における要件を定めた規範原案 (ステップ 5/8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	食品添加物に関する条項案及び原案 (ステップ 8, 5/8)。	着色料エリスロシンを除くすべての添加物に関する条項案及び原案が採択された。エリスロシンについては CCFA に差し戻し、JECFA が新たなデータをもとに行う曝露評価の結果を踏まえて検討するよう求めた。
食品添加物国際番号システム (INS) の修正原案	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号 (INS) を割り当てるもの (ステップ 5/8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	20 の添加物 (新規および改訂規格) と 105 の香料 (新規規格) の同一性及び純度に関する規格原案 (ステップ 5/8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
調理済み食品中のリステリアモノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案	調理済み食品のリステリアモノサイトゲネスのレベルを定めるもの。リステリア増殖が起きる食品、増殖が起きない食品について、それぞれ不検出/25g、100cfu/g の基準を設定。基準を満たさない場合には、当該商品を回収し原因究明をすることとされている (ステップ 5/8)。	リステリアが増殖しない食品のうち、凍結食品とその他の食品を区別するための微修正と、テキストを読みやすくするため、脚注の微修正を行った上で採択された。
幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準 (乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範)	幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳の微生物規準。FUF と <i>E. sakazakii</i> 感染との疫学的なエビデンスが十分でないため、今回は最終製品への	微修正を加えた上で原案どおり採択された。

の付属文書)	<p><i>E. sakazakii</i> の微生物基準は設定せず、サルモネラの微生物基準のみが設定された。FUF の摂取により、乳児が <i>E. sakazakii</i> に感染している科学的なエビデンスがある場合には、国の規制当局が <i>E. sakazakii</i> の微生物基準の導入等、対策強化ができることとされている。製造工程の指標菌の基準が設定され、対象年齢に応じた正しいミルクの選択及び <i>E. sakazakii</i> 感染リスクを下げる適切な取扱いを行うことの重要性について明記されている（ステップ 5/8）。</p>	
--------	---	--

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS） >

事項	概要	審議結果
証明書的一般様式の前案 （公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドラインの付属文書） （CAC/GL38-2001）	「公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン（CAC/GL38-2001）」の Annex として、食品を輸出する際に添付される公的証明書の一般様式を示したもの（ステップ 5/8）。	原案どおり採択された。

< 食品表示部会（CCFL） >

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案：付属書 2（ロテノンの使用）	付属書2に規定されている使用許可資材のうち、魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用される資材）について、使用に際しては水系に入らないよう限定することの注釈を追加するもの（ステップ5A）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
名前の付いた植物油規格の修正案：米ぬか油	名前の付いた植物油規格に、米ぬか油を追加するもの（ステップ8）。	原案どおり採択された。 なお、「その他のデスメチルステロール」についての規定は削除すべきとの指摘がなされたことについて、将来新しいデータが出てきた場合には CCFO で再検討することとされた。

< 一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	審議結果
食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案	様々なCodex規格が作成される前、及びWTO協定発効前の内容である現行規範のうち、倫理に関する原則のみに着目した改訂原案に、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が部会において加えられたもの（ステップ5/8）。	原案は最終採択ではなくステップ 5 で採択され、各国から意見を求めたのち、第 26 回 CCGP（2010 年 3 月予定）で議論することとされた。 なお、CCGP においては、同じ議論を繰り返すのを避け、特定の懸念事項に対する具体的な提案に限って議論を進め、第 33 回総会(2010 年 6 月予定)での最終採択をめざすことが必要であるとされた。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すガイドライン案（ステップ 8）。	原案は最終採択された。なお、“Analyzing Reserve Samples”に関する規定が、輸入国に有利な内容になっているとの懸念については、ガ

		<p>イドラインを実施した結果得られる経験を踏まえて将来部会で議論することができる」とされた。</p> <p>アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、メキシコ、タイは、留保した。</p>
分析用語に関するガイドライン案	<p>コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン案（ステップ8）。</p> <p>なお、本案が採択された場合には、手続きマニュアルから分析用語の定義は削除される。</p>	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU） >

事項	概要	審議結果
<p>栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案（Part B：食物繊維含有量について）</p>	<p>栄養強調表示に係る食物繊維含有量についてのガイドライン案。非植物由来の食物繊維について、個別の科学的根拠が必要であること、重合度が3～9を食物繊維に含めるかどうかは各国政府に任せること、食物繊維が含まれている旨を強調表示する際の基準について、固形物においては、100g中3g又は100kcal中1.5g又は一人前（serving）中に含まれる量が摂取目安量（daily reference value）の10%とすること、一人前の量、摂取目安量、液体の基準については、各国政府に任されることとされたもの（ステップ8）。</p>	特段の議論なく、原案どおり採択された。
<p>乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案：Part D</p>	<p>特別栄養構造のための食品添加物推奨リストのうちのアラビアガムの規定。技術的な正当性があることから、アラビアガムの使用量は10mg/kg以上であること</p>	原案どおり採択された。

特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト：アラビアガム規定	とを報告書に明記する条件で、最終物の含有量を10mg/kg以下とすることに合意し、総会に送付された（ステップ8）。	
栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析原則及びガイドライン案	栄養素の過剰摂取または欠乏による人の健康へのリスク分析する際の原則及びガイドライン案。「栄養関連物質」の用語、リスク管理にあたって考慮すべき事項などを記述したもの（ステップ8）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案	健康強調表示についての科学的評価に関する勧告原案。再評価の実施のタイミングは各国の判断にまかされること等の変更を加え、今次総会に諮られた（ステップ5/8）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案	ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案（ステップ8）。	原案の対象範囲及び汚染物質のセクションを修正した上で採択された。 なお、ECは、酸味料、着色料、保存料及び増粘剤の規定について留保を表明し、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、クロアチア、ノルウェー、スイスも留保した。
野菜缶詰の規格案（共通）	野菜缶詰（乳酸発酵品、塩漬け、酢漬けは除く）の規格案。野菜缶詰の個別の規格の簡素化及び作業の効率化を図るため、添加物、食品衛生など野菜の種類に関わらず共通化できるものを一般事項としてまとめたもの（ステップ8）。	原案どおり採択された。 ECは、着色料について留保を表明し、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、クロアチア、ノルウェー、スイスも留保した。

野菜缶詰の規格のうち個別野菜特有の項目	8種類の個別品目について、規格の Annex として整理したもの。野菜のサイズは、販売が行われる国の制度に従うこととされている（ステップ 5/8）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
野菜缶詰の充填材（パッキングメディア）	充填材（パッキングメディア）について、上記野菜缶詰規格の一般事項の中に組み込むこととされたもの（ステップ 5/8）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 残留農薬部会（CCPR） >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値（MRL）案及び農薬最大残留基準値（MRL）原案	第 41 回 CCPR で審議された 4 農薬の MRL 案（ステップ 8）、及び 18 農薬の MRL 原案（ステップ 5/8）。	不手際で CCPR の報告書から抜け落ちていた“spirotetramat”の MRL を加えて原案どおり採択された。 なお、EC 及びノルウェーは“carbaryl”“fusilazole”“dimethoate”“malathion”“methomyl”“cypermethrins”“cyhalothrin”の MRL について留保を表明した。

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF） >

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）案	前回 CCRVDF で EC から懸念が示された酢酸メレンゲステロール（MGA）について第 18 回 CCRVDF で審議された MRL 案（ステップ 8）。	最終採択された。なお、MGA の人への健康影響の懸念について、将来新たなデータがでてきた場合には、部会及び JECFA が MGA の MRL の見直しの必要性について検討することとされた。 EC、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、クロ

		アチア、ノルウェー、スイスは留保を示した。
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案	アビラマイシン、デキサメサゾン、モネンシン、ナラシン (鶏)、トリクラベンダゾール、タイロシンの MRL 案 (ステップ 5/8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。
食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案	生産段階における動物用医薬品に関する規制及びサンプリング、分析法に関するガイドライン案 (ステップ 8)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

## Part2. 採択に掛けられるその他の規格及び関連文書

### < 汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	審議結果
加工用及び直接消費用のツリーナッツ (アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ) におけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン (「サンプル調整」の修正)	前回総会で採択されたサンプリングプランについて、サンプル調製に用いる “vertical cutter type mill” については例として言及するが、粉砕器のタイプはこれに限定せず同等の性能を持つものも使用可能との修正をしたもの。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

### < 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の付属	発酵乳の個別食品規格 (CODEX STAN 243-2003) にある添加物条項と GSFA の付属文書の表3との不整合	特段の議論なく、原案どおり採択された。

文書表 3 の修正	を修正するもの。部会において、GSFAの食品分類「発酵乳（プレーン）、発酵後加熱処理済み」で使用できる添加物の機能分類と個別食品規格との整合を図るために、GSFA表3の付表の脚注が修正されたもの。	
GSFA の食品分類名及び記述の改訂	GSFA の食品分類 01.0（食品分類 02.0 の製品を除く、乳製品および類似製品）、15.1（ジャガイモ、穀類、小麦粉、（根、塊茎、豆類、豆果に由来する）デンプンを基にしたースナック類）及び 15.2（被覆ナッツ類およびナッツミックス（例えば、乾燥果実）など加工ナッツ類）の名称および説明の改訂。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 油脂部会（CCFO） >

事項	概要	審議結果
名前の付いた植物油規格の修正：汚染物質のセクションの個別食品規格フォーマットへの置き換え	名前の付いた植物油規格の汚染物質のセクションを、個別食品規格のフォーマットに規定されている文章と一致させるもの。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 分析・サンプリング法部会（CCMAS） >

事項	概要	審議結果
異なるステップのコーデックス規格における分析法	各規格の分析法に関して、更新を含め 50 以上の分析法が部会で承認され、今次総会に諮られる。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

### Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

#### <生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
ビターキャッサバの規格案	ビターキャッサバ（加工用を除く）の規格案。第31回総会で表示のセクション（特に調理に関する指示の部分）について、第15回CCFFVで検討し、第38回CCFLの承認を経た上で、2010年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ8に留め置くこととされている。	今次総会では議論されなかった。

#### <食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	審議結果
牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	乳分泌促進効果のあるBSTのMRL案。第31回総会でも特段議論はなく、引き続きステップ8に留め置かれることとなった。総会は、第62回CCEXECが、長年STEP8にとどまったままになっているBSTの扱いを含め期限内に採択されていない規格案をモニタリングし、結果が今次総会に報告される。	加盟国から具体的な要請がなされていないことから、議論せず、引き続きステップ8のまま留め置くこととされた。
ラクトパミンの最大残留基準値（MRL）案	成長促進作用のあるラクトパミンのMRL案。第31回総会においてステップ8で保留され、第18回CCRVDFでJECFAの再評価が必要かどうか議論することとされていたもの。 第18回CCRVDFの議論の結果、JECFAが再評価を行うことができるような新しいデータがないことか	ステップ8に留め、中国のデータがMRL案に与える影響を含め科学的な評価をJECFAが最優先で行うよう要請することとされた。また、CCRVDFの会合が2010年総会前には開かれないことを考慮し、JECFAが評価した結果はCCRVDFではなく直接第33回総会で検討する

	ら、ラクトパミンを優先リストに載せないことに合意した。この結果をもとに、CAC がラクトパミンの MRL 案を採択するかどうか議論される。	ことが確認された。
--	---	-----------

## 議題 6. ステップ 5 の規格原案と関連文書

### < アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	審議結果
さご椰子粉の地域規格原案	食用さご椰子粉の地域規格原案 (ステップ 5)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

### < 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範修正原案：許容される前荷に関する規準	食用油脂をバルクで保管、輸送する際の実施規範に、許容される前荷に関する規準を追加するもの (ステップ 5)。	原案どおりステップ 5 で採択された
名前の付いた植物油規格：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン	名前の付いた植物油規格に、パーム核ステアリン、パーム核オレインを追加するもの (ステップ 5)。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

### < 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
最大残留基準値 (MRL) 原案	第 41 回 CCPR で審議された 4 農薬の MRL 原案 (ステップ 5)。	原案どおり採択された。 EC 及びノルウェーは methomyl(094)-(apples)、tabuconazole(189)-(brassica, pomefruits and lettuce head)、boscalid(221)-(banana and kiwi)の MRL

		について留保を表明した。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案	「鱗茎野菜」、「うり科野菜を除く果菜類」、「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ類」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」及び「油糧種子」に関するコーデックス分類、新しいサブグループを設定するもの（ステップ5）。	特段の議論なく、原案どおり採択された。

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF） >

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の農薬最大残留基準値（MRL）原案	ナラシン（牛、豚）とチルミコシンのMRL案（ステップ5）。	原案どおり採択された。なお、EC及びノルウェーは、チルミコシンのMRLについて留保を表明した。

議題7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要	審議結果
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項	第41回CCFAで合意された食品添加物条項の廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。

< 残留農薬部会（CCPR） >

事項	概要	審議結果
----	----	------

農薬最大残留基準値 (MRL)	第 41 回 CCPR で審議された、25 農薬の MRL についての廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
-----------------	--	-------------------

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	審議結果
ジャム・ゼリーの規格及び柑橘 マーマレードの規格	ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案の採択に併せて廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
インゲンマメ、スイートコーン、アスパラガス、グリーンピース、ニンジン、パーム、加工された豆の規格	野菜缶詰の規格案の採択に併せて廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
羊の乳中のチルミコシンの一時的な MRL	チルミコシン (抗生物質) の羊乳の暫定 MRL の取り下げ。	特段の議論なく、取り下げが承認された。
残留動物用医薬品のコントロールの規定プログラムの確立のためのガイドライン (CAC/GL16-1993)	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
動物用医薬品の使用コントロールのための実施規範 (CAC/RCP38-1993)	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。

## 議題 9. 新規作業及び作業中止の提案

### －新規作業－

#### <加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
たけのこ、マッシュルームの規格改訂原案	たけのことマッシュルーム缶詰の既存規格を「野菜缶詰の規格」の Annex とするための新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
テーブルオリーブの規格改訂原案	テーブルオリーブの規格改訂原案についての新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
乾燥ココナッツの規格原案	乾燥ココナッツの規格原案についての新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

#### <中南米・カリブ海地域調整部会（CCLAC）>

事項	概要	審議結果
Cilantro coyoteの地域規格	Cilantro coyote（中米に自生するハーブ）の新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
Lucumaの地域規格	Lucuma（南米北部に自生する植物の果実）の新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

#### <食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	審議結果
国内の食品管理システムのための原則及びガイドライン	消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保のための国内の食品管理システムの構築・運営を目的とした原則及びガイドラインの新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
食品のウイルス制御に関する衛生実施規範	食品のウイルス制御に関する実施規範の新規作業提案（鳥インフルエンザウイルスは時期尚早であり含まないとされた）。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 近東地域調整部会 (CCNEA) >

事項	概要	審議結果
ザクロの地域規格	ザクロの規格についての新規作業提案。	<p>ザクロについては国際規格の策定を求める国が多いことから、CCFFV で国際規格を策定するかどうか議論されたが、作業が多いことから、まず地域規格を策定するという結論になったことに鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCFFV で優先作業として位置づけることができるかどうか再度議論する。</li> <li>・CCFFV で優先作業として位置づけることができず、新規作業とならなかった場合には、第33回総会で近東地域調整部会の新規作業とする</li> </ul> <p>ことで合意された。</p>
Harissa（唐辛子ペースト）の地域規格	Harissa（唐辛子ペースト）の規格についての新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
Halwa Tehenia（halwa shamia）の地域規格	Halwa Tehenia（halwa shamia）の規格についての新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
とうもろこし及びとうもろこし製品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン	フモニシン（カビ毒）の最大基準値の策定とサンプリングプラン確立のための新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
核果蒸留酒中のエチルカーバメイト低減のための実施規範	核果（モモ・ウメなど）蒸留酒のエチルカーバメイト低減のための実施規範作成のための新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の改訂（ブラジルナッツについて）	ブラジルナッツのアフラトキシンの低減に関する基準を、既存の実施規範に追加するための新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値	非意図的かつ不可避な混入するメラミンの基準値を策定するための新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的に再評価される農薬）	優先リスト作成の新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	審議結果
JECFAによる評価又は再評価	優先リスト作成の新規作業提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

を必要とする動物用医薬品の優先リスト		
--------------------	--	--

－作業の中止－

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
野菜缶詰のための充填剤に関するガイドライン	充填剤に関するガイドライン作成作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	審議結果
名前の付いた植物油規格：無漂白パーム油の総カロチノイドの修正	名前の付いた植物油規格に含まれる、無漂白パーム油の総カロチノイドの修正作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
GSFAの食品添加物条項の案及び原案	食品添加物条項の案及び原案作成作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
承認できる分析法の評価ガイドライン案	適切な分析法や分析法の選択とその選択の妥当性の評価方法を示すガイドライン案の作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
最大残留基準値 (MRL) 案	第 41 回 CCPR で審議された、8 農薬の MRL についての作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
山羊の組織中におけるトリクラベンダゾール MRL 案	トリクラベンダゾール (駆虫剤) の MRL 案の作業の中止。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

## 第 32 回総会（CAC）で議論されたその他の事項

### 議題11 コーデックス委員会の戦略計画

#### (b) コーデックス事務局の評価

総会において、コンサルタントが報告書で提案した11の勧告について議論がなされたが、結論がでず、第63回執行委員会及び第33回総会において引き続き議論することとした。

議論は主に勧告 5（コーデックス事務局の管理及び自治性）及び勧告 11（総会の隔年開催の検討）についてなされた。勧告 5 については、コーデックス運営にかかる予算の確保及び執行に関し、より効果的なコーデックス運営に資するためコーデックス余剰予算の次期持ち越しの可能性について質問が出たが、FAO 代表は、FAO の余剰予算は加盟国に返却するのが前提であり持ち越しは不可能であると説明した。WHO 代表は、FAO、WHO 及びコーデックス事務局がコーデックスに関する戦略的事項や予算等について協議することで、コーデックス事務局運営及びコーデックスに関連する FAO、WHO の活動の発展に努力する旨を述べた。また、勧告 11 の隔年開催に対しては各国の支持がほとんど得られなかった。

このほか、勧告 7 にある「コーデックス規格と戦略方針策定における事務局のより積極的な役割」、「国際的な協議の新たな手段」について、その意味を明確にする必要がある等の指摘がなされた。

### 議題12 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

#### －うち、第 25 回一般原則部会から提起された事項（コンセンサス）

第25回一般原則部会から報告されたコンセンサス形成促進のための取組み<sup>1</sup>について検討がなされるとともに、「各部会の議長向けガイドライン」に新たな記述<sup>2</sup>を追記すべきとするマレーシアの提案、特定多数決の導入の可能性に関する調査の実施について議論され、一般原則部会の提案は概ね承認された。提案

<sup>1</sup> ①コンセンサス形成に関する議長用及び代表団用のパンフレットを作成すること、②議長同士の非公式会合や執行委員会を活用すること、③少なくとも年に1回議長会議を開催すること、④手続きマニュアルの「各部会の議長向けガイドライン」中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること、⑤コンセンサスの定義の作成の必要性について意見が分かれること、⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること、⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意すること。

<sup>2</sup> 「内容について正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」

のうちファシリテーターの任命については、議題4「手続きマニュアルの修正」において議論され、任命する際の条件（①ファシリテーターのTORを明確にすること、②コーデックスでの経験があり中立性があること、③関係者全てがファシリテーターの選定に合意すること）を付した上で、「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」に明記することとされた。

マレーシア提案については第26回一般原則部会において検討すること、特定多数決の導入の可能性に関する調査については、現時点では実施しないことで合意された。

### 議題13 コーデックス委員会と他の国際組織との関係

#### (c) プライベートスタンダードの役割

提出されたプライベートスタンダードに関する報告書について

- ・ 各国地域で実際に起きている問題、その問題の解析に基づく具体的な提案及び途上国への影響等の重要な点が含まれておらず、報告書として不完全であるため、そこに示されている勧告を受け入れるのは不適當である、
- ・ 報告書は安全に関してのみ言及している（実際には TBT 分野において問題が存在しており、これについて無視できない）、

といった指摘がなされたほか、プライベートスタンダードとコーデックスの関係については以下のような提案がなされた。

- ・ コーデックス基準は科学的根拠に基づき策定されており、プライベートスタンダード策定機関がコーデックス基準を参考にするのはあってもその逆はあるべきでない、
- ・ コーデックスは、その作業をスピードアップし、プライベートスタンダードが台頭する余地をできるだけ少なくすることが必要である、
- ・ コーデックスが OIE や IPPC と共同で、この問題に対する立場を明確に示すことが必要である。

なお、WTO からは、2005 年から SPS 委員会で継続している本件の議論の経過と最新の状況を報告し、特に、2009 年 10 月に開催予定の SPS 委員会に提出される報告書案には、プライベートスタンダードに対する具体的な行動に対する提言などが盛り込まれる予定であると述べた。また、その際、コーデックスや OIE での本件に関する議論の結果もその報告書完成の際に考慮されるとの説明があった。

議論の結果、

- ① プライベートスタンダードの法的な影響について検討するのに適切な場所は、全ての関係者が出席する WTO の SPS 委員会であるとの認識、
- ② コーデックスは WTO におけるプライベートスタンダードの議論をモニタリ

ングし、OIE や IPPC と協力して、この問題に対する共通の戦略的立場を協議する必要があること

- ③ 執行委員会及び総会での検討に資するため、特に途上国への影響という観点からプライベートスタンダードの役割、コスト及び利益の分析が行われるべきであること
- ④ 執行委員会での検討に資するため、事務局に対しコーデックスの規格策定の速さについて、分析の準備をするよう要求することが合意された。

#### 議題 14 コーデックス委員会への途上国の参加

途上国の参加促進のための信託基金については、南米諸国から、運用の際に適用しているクライテリアは、各国の実際のニーズを反映しておらず、別のクライテリアが必要であると指摘があった。

また、途上国のコーデックスへの参加は、単に数の増加ではなく、どう積極的にかかわっていくかが重要であり、FAO 及び WHO は、コーデックスに十分対応するための国内のキャパシティ不足などに対処すべきであることも指摘された。

こうした意見に対して、WHO 代表は、①クライテリアは信託基金のドナー国が同意したものであり、適切に運用していること、②信託基金のこれまでの運用の成果と、今後の方向性を探るため中間評価を行う予定であると述べた。また現在適用しているクライテリアの見直しや、信託基金の活用範囲（コーデックスに係るキャパシティ・ビルディングの活動への利用）の検討の可能性もこの中間評価に含まれると示唆した。

この説明に対し、ドナー国側からは、信託基金の規模が限られていることから、中間評価は必要最低限の規模で行うことが適当であること、キャパシティ・ビルディングには信託基金ではなく別のリソースを使うことが適当であるとの意見が出された。

中間評価の実施方法の案は、正式に各国に回付されてコメントを求めることとなった。